「ふね遺産」(推薦様式): A4-枚に収め、それ以上は別途資料添付して下さい。

No.(*)	内容	 備考
1. 対象物・資料の	対象物: 大阪市の渡船	5
名称・所属	所有者:大阪市建設局及び大阪港湾局	
または所有者		
2. 対象物の	明治 24 年 大阪府が「渡船営業規則」を定め、監督取り締まり	
作成・存在時期	明治 40 年 安治川、尻無川など 29 渡船場について市営事業と	
	して大阪市が管理	
3. 現状	令和 2 年では渡船場 8 か所約 150 万人の方が利用している。な	
(写真添付)	お、本路線は認定道路の一部であり、無料で利用できる。又、廃	
	止された渡船も顕彰碑の設置等、その歴史を後世に伝えている。	
	The same of the sa	
	【甚平渡船場】 【千歳渡船場】	
	是 在	
	Rest as	
	And the second s	
	【落合上渡船場】 【難波島渡し跡】	
4. ふね遺産	【認定対象】(1)	
認定基準の	【認定基準】(9)	
該当項目(**)	セガナにには名物の河川だちリーしたのほどのための海外はオラ	
5. 歴史的 •	水都大阪には多数の河川があり、人々の通行のための渡船は江戸 時代から始まる。	
一 工子权例的总我 	時代がら始まる。 明治 24 年 大阪府が「渡船営業規則」を定め監督取締りを行う。	
	明治 40 年 29 渡船場を大阪市営事業として大阪市が管理。	
	昭和 10 年頃 渡船場 31 か所、保有船舶数 69 隻 (機械船 32 隻、	
	手漕ぎ船 37 隻) 年間利用者は歩行者が約 5752	
	万人、自転車等が約 1442 万台	
	しかし、道路をはじめとする都市施設が整備され、モータリゼー	
	ションの進展により、渡船の利用は次第に減少。	
	令和2年 渡船場8か所(うち、大正区に7か所も集積)	
	15 隻の船で約 150 万人の方が利用している。	
	│現在も生活に欠かせない交通手段の1つとして、生活の足になり │ │動く橋として今なお親しまれ、日々利用している。なお、廃止さ │	
	動く橋として写なお親しまれ、日々利用している。なお、廃止さ れた渡船も顕彰碑の設置など、その歴史を後世に伝えている。	
 6. 参考資料・文献	・大阪市ホームページ「大阪 渡船場マップ」、「渡し場の跡」	
(本表に収まらな	「運航時刻表」、「大正区の渡船」	
い場合は別途添付	• 毎日新聞掲載記事(令和 3 年 9 月 22 日)	
する)	・まいどなニュース掲載記事(<u>その1、その2、その3</u>)	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

- (*) No.は学会で記載します。
- (**) ふね遺産認定基準の【認定対象】と【認定基準】の項目の内、該当する最もふさわしい項目一つを、文頭の番号で記載して下さい。